

第2期 福生市子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められ、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに子育て支援を推進し、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指しています。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、すべての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、保育園、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しました。さらに学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んできました。さらに、外国人家庭への対応として、タブレット端末を利用したテレビ電話多言語通訳サービスを新たに導入するなど、特別な配慮が必要な家庭・子どもへの支援の充実も図りました。

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」においても、「福生市は子育てしやすいまちか」という問いに対し、「そう思う」と回答した方の割合が、5年前の調査結果と比較し、未就学児の保護者、小学生

の保護者ともに上昇しており、これまでの取組みについて、一定の評価を得ることができました。

一方で、子ども・子育てを取り巻く状況は依然として課題があり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、児童虐待防止対策については、平成29年4月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和2年4月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題については、これまで第1期子ども・子育て支援事業計画の中で実施してきた様々な子ども・子育て支援策の成果やアンケート調査の結果等から検討を行い、家庭環境等の変化から多様化する相談に応じられるよう相談業務の充実や関係機関等との連携、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、子どものライフステージに合わせた総合的な支援などが課題として見えてきました。

以上のことから、令和2年度からの「第2期 福生市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、現計画の基本理念「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を引き継ぎながら、産まれる前から出産、乳幼児期、学齢期、青年期に至るまでの各ライフステージを合わせた切れ目のない支援の充実を図るとともに、すべての子どもの健やかな成長のために、地域における児童虐待の未然防止や早期対応、また一人ひとりの個性と能力に応じた支援を図ります。

子どもを安心して産み育てられ、次代を担うすべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」

による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、産まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。